



# 土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン

北海道水産林務部



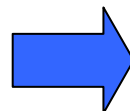
# 目次

1. <b>本ガイドライン策定の背景</b>	P 1
▪ 土木請負工事の特徴	
▪ 発注者・請負者の留意事項と設計変更の現状	
▪ ガイドライン策定の理由	
2. <b>設計変更が不可能な一般的なケース</b>	P 3
3. <b>設計変更が可能な一般的なケース</b>	P 4
▪ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第17条第1項2号）	
▪ 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第17条第1項3号）	
▪ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第17条第1項4号）	
4. <b>設計変更手続きフロー</b>	P 8
5. <b>関連事項</b>	P 9
▪ 設計図書の構成	
▪ 設計変更の種類	
▪ 指定・任意の正しい運用	
6. <b>その他</b>	P 12
▪ 工事請負契約書について（1）～（3）	
▪ 条件明示について（1）～（5）	

# 1. 本ガイドライン策定の背景

## ◇土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、**その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫**する必要がある。

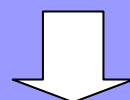
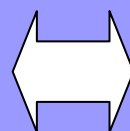
## ◇発注者・請負者の留意事項と設計変更の現状

発注者

設計積算にあたっては、**工事を施工するのに必要な条件を明示**するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第17条～24条の取扱いとして、適正な手続きを行う必要がある。

請負者

入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（共通仕様書による）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」して進めることが重要**である。



現状では任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、**設計変更対応が問題となっているケースがある**。

# 1. 本ガイドライン策定の背景

## ◇ガイドライン策定の理由

前頁にて記載した現状から、予め設計変更業務の改善を図るためには、各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。

また、工事の円滑な執行のためにも発注者・請負者共に共通の認識を持つ必要がある。



そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を「**土木工事請負契約における設計変更ガイドライン**」として取りまとめる。



## 2. 設計変更が不可能な一般的なケース

◇以下のような場合においては、原則として設計変更できない。  
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない。)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の結論がない時点で施工を実施した場合
- 工事請負契約書（第17条～24条）・共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
- 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

### 3. 設計変更が可能一般的なケース

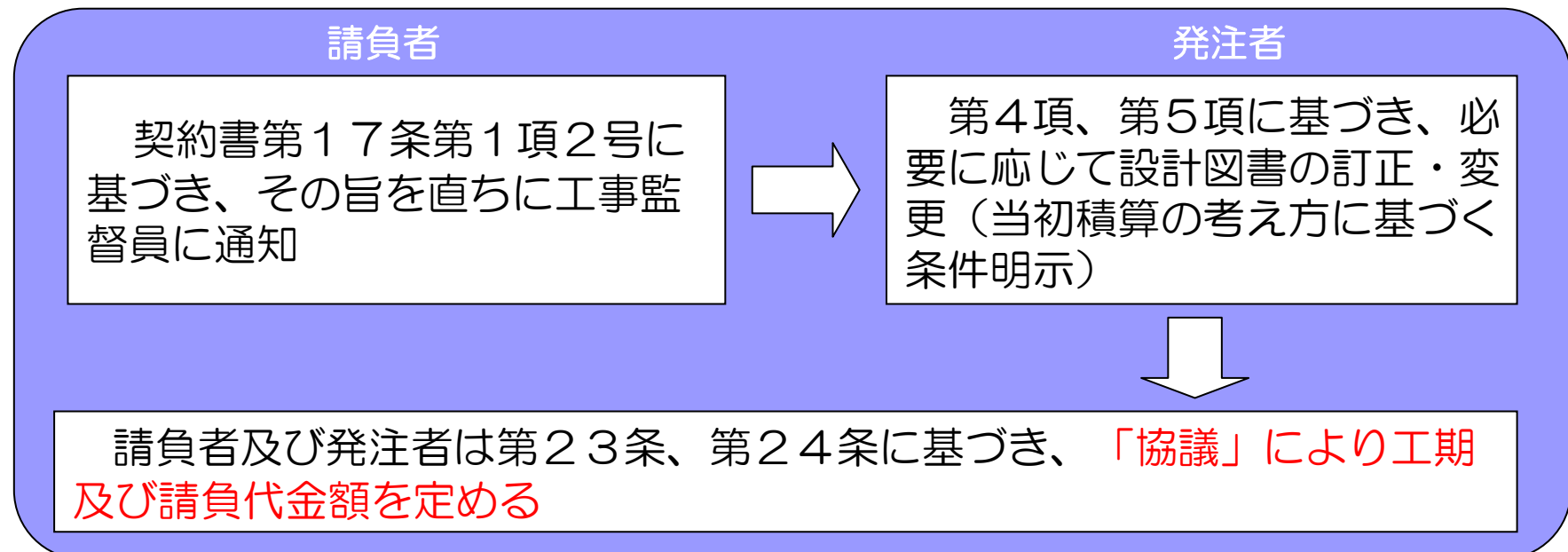
◇以下のような場合においては、設計変更が可能である。

- ▶ 仮設（任意仮設を含む）において、設計図書に示された土質条件や地下水位等の現場条件に変更があると発注者が認めた場合
- ▶ 当初発注時点で想定（条件明示等）している工事着手時期に、請負者の責によらず工事着手出来ない場合
- ▶ 発注者の指示によるもの（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある）
- ▶ 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合（「設計図書の照査」の範囲を超える作業については「設計図書の照査ガイドライン」を参照）  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/sekkei\\_syousa.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/sekkei_syousa.htm)  
ただし、設計変更にあたっては下記事項に留意する。
- ▶ 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、「協議」にあたる
- ▶ 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）等）
- ▶ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

### 3. 設計変更が可能な一般的なケース（具体例）

#### ◇設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第17条第1項2号）

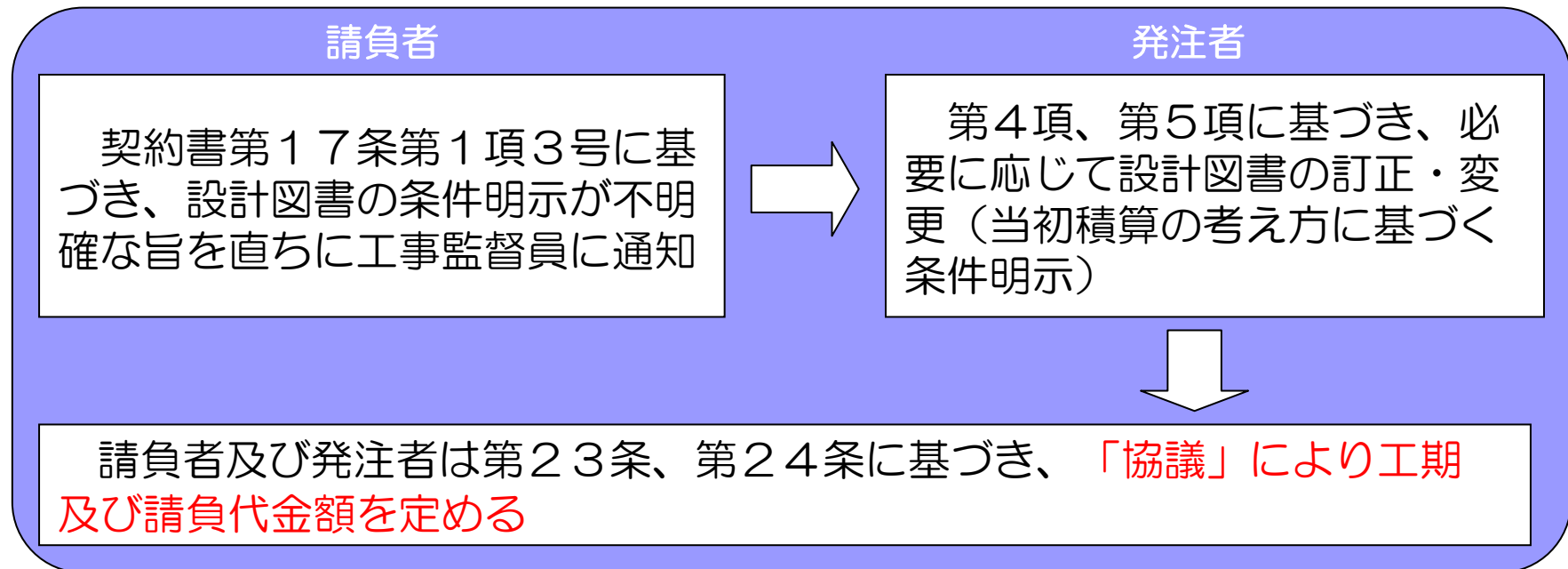
1. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
2. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
3. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない場合



### 3. 設計変更が可能な一般的なケース（具体例）

#### ◇設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第17条第1項3号）

1. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
2. 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合

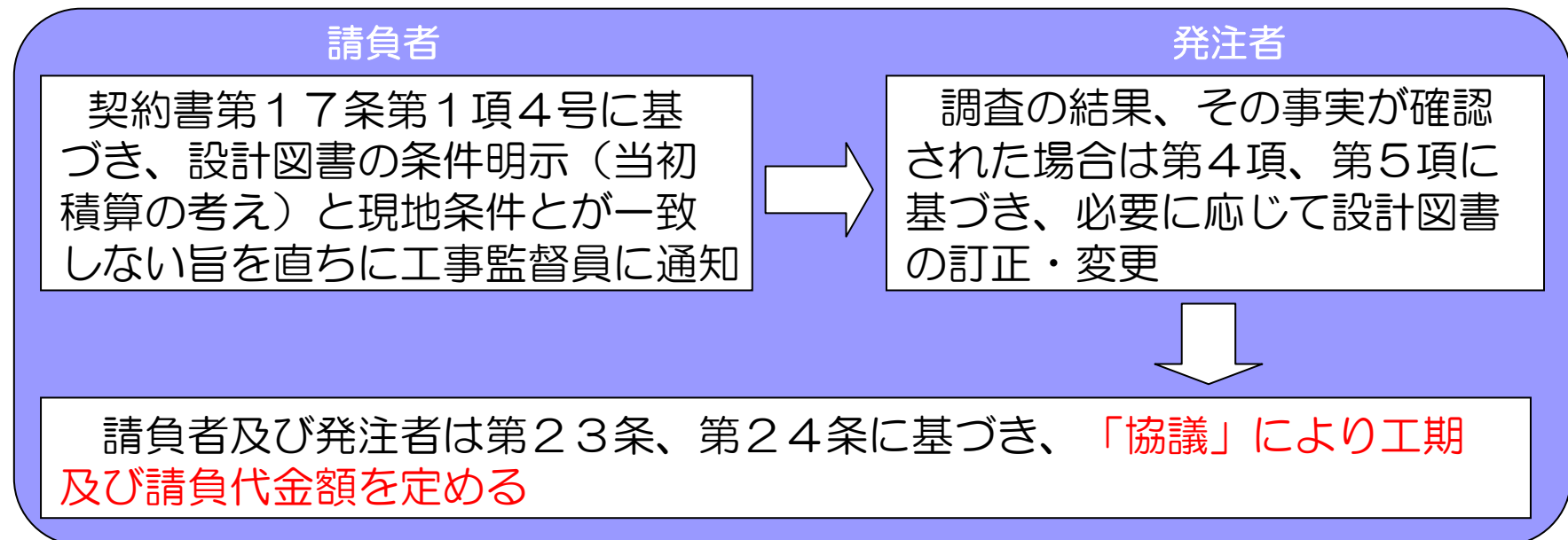




### 3. 設計変更が可能な一般的なケース（具体例）

◇設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第17条第1項4号）

1. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通誘導員の配置条件が現地条件と一致しない場合
4. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

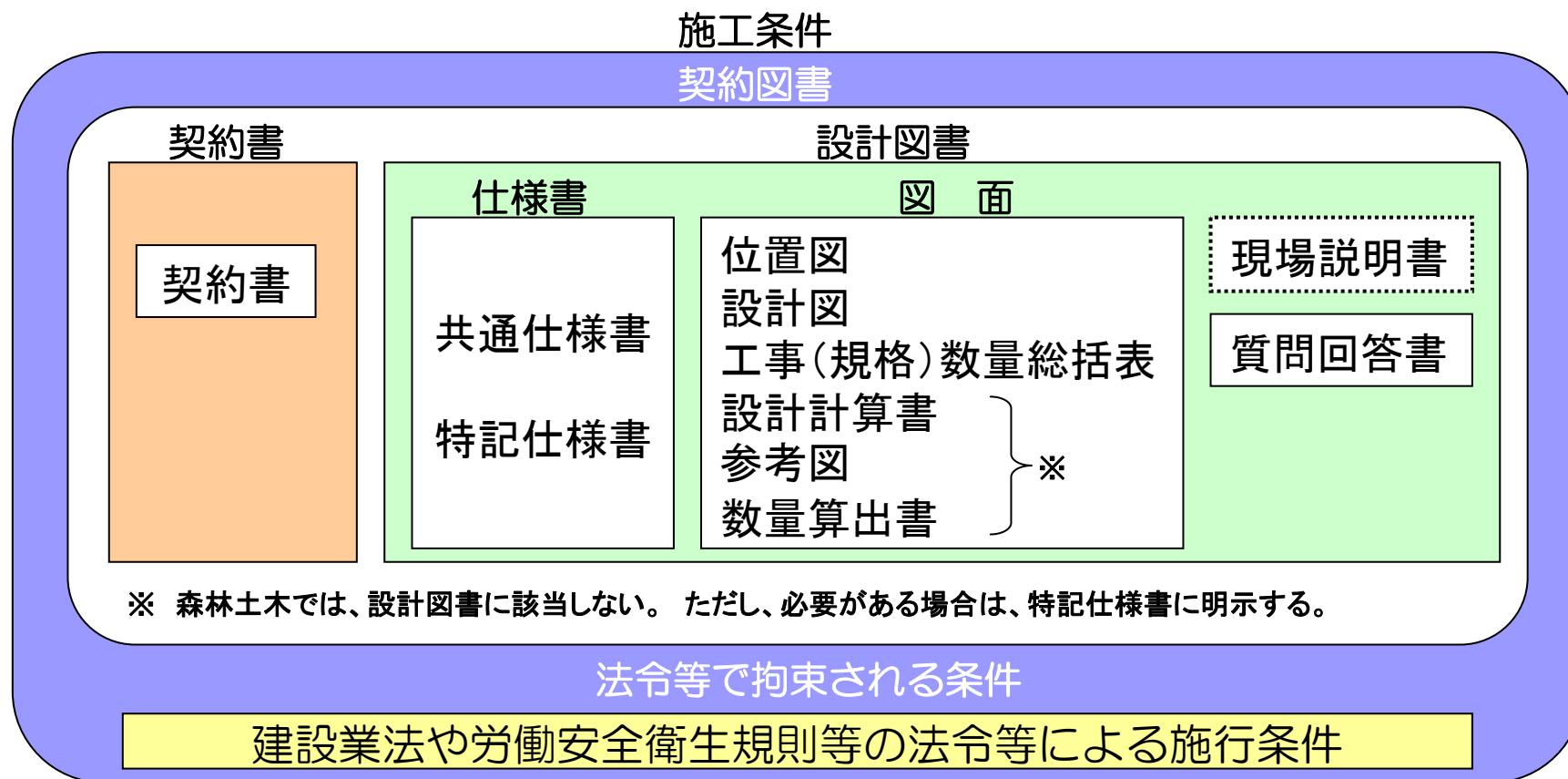




# 5. 関連事項

## ◇設計図書構成

発注者は、「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うために適切な設計図書を作成し、請負者に施工条件を明示する必要がある。



## 5. 関連事項

### ◇設計変更の種類

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

#### 1. 概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

#### 2. 工事内容の拡大に伴う設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更額が当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下の増額の場合に限り、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

#### 3. 軽微な設計変更

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するために定められた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいい、設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計が現請負代金額の20%以内で、かつ、600万円未満（新工種については、300万円未満）のものとする。

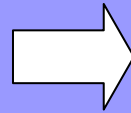
例) 1回目の軽微変更で300万円の増額見込み、2回目の軽微変更で400万円の減額見込みの場合の累計は-100万円ではなく700万円となり、軽微な設計変更を適用できないため、軽微総括と通常的设计変更により変更しなければならない。

## 5. 関連事項

### ◇指定・任意の正しい運用

- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ただし、「設計変更が可能なケース（P-7）」に記載したとおり、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。



任意については、**請負者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。  
**（設計変更の対象としない）**



発注者は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応**をするように注意が必要。  
※任意における下記のような対応は不適切

- ◆〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ◆標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルの施工は不可」との対応
- ◆新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応（ただし、新技術の申し出を承諾する場合は、発注者が求める品質等を満足しているかを確認し、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。）

**ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件に変更があると発注者が認めた場合は変更できる。**

# 6. その他

## ◇工事請負契約書について（１）

### 契約書第17条第1項

現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事案を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

### 契約書第17条第1項1号

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が不一致

### 解説

設計図書、及び現場説明に対する質問回答が一致していないこと

### 契約書第17条第1項2号

設計図書の誤り・脱漏

### 解説

設計図書に誤りがあること、又は設計図書に表示すべきことが表示されていないこと

### 契約書第17条第1項3号

設計図書の表示が不明確

### 解説

設計図書の表示が不十分、不正解、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合のこと

### 契約書第17条第1項4号

工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場との不一致

### 解説

設計図書で示された、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、わき水の有無又は量、地下水の水位などの自然的な施工条件、又は地下埋設物、地下工作物、土取場、土捨場、通行道路、工事に関する法令等的人為的な施工条件が実際の工事現場と一致しないこと

### 契約書第17条第1項5号

設計図書に明示されていない施工条件について、予想することのできない施工条件の発生

### 解説

自然的な施工条件としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や第三者による事業の妨害等があげられる。

# 6. その他

## ◇工事請負契約書について（2）

### 契約書第17条第2項

工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行う。

### 契約書第17条第3項

工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号の事実を確認したときは、確認書を作成する。

### 契約書第17条第4項

甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知する。

### 契約書第17条第5項

甲は、第2項の調査の結果、第1項各号の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行う。

### 契約書第17条第6項

前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 契約書第18条

設計図書の変更

#### 設計図書の変更内容

計画、工法、仮設工等の変更

拡大設計変更

#### 解説

発注者の自発的意志により、工事内容を変更させる場合

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の3割以下、かつ、3,000万円以下の増額の場合である。

### 契約書第19条1項

工事用地等の確保ができない、又は天候その他不可抗力による中止

#### 解説

工事用地等の確保（第15条）が行われなために施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の不一致などが発見された場合、埋蔵文化財の発見や第三者による事業の妨害、工事現場の地形等の変動などの理由で施工を続けることが不可能で工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部、又は一部の施工を中止しなければならない場合である。

### 契約書第19条2項

前項の規定のほか、必要がある場合における中止

#### 解説

前項の規定による中止以外で、発注者の意思で工事の全部又は一部を中止する場合である。工事を続行させると設計変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断する場合等である。

## 6. その他

### ◇工事請負契約書について（3）

契約書第20条

乙の請求による工期の変更

契約書第21条

甲の請求による工期の短縮等

契約書第22条

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

契約書第23条

工期の変更方法

契約書第24条

請負代金額の変更方法等

契約書第29条

請負代金額の変更に替える設計図書の変更

解説

請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算的制約等特別の理由がある場合には、請負代金額の増額、又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。



## 6. その他

### ◇条件明示について(1)

#### 仕様書の明示

仕様書の明示

1. 工事に適用する共通仕様書 「北海道水産土木工事共通仕様書(平成〇〇年〇〇月改訂版)」に基づき実施する。  
工事に適用する共通仕様書 「北海道森林土木工事共通仕様書(平成〇〇年〇〇月改訂版)」に基づき実施する。

工事(規格)  
数量総括表

2. 工事(規格)数量総括表の取り扱い 契約書第1条で定める設計図書の一部を構成する資料

明示項目及び明示事項

#### 確定的要素の施工条件

指定部分

1. 工事に指定部分がある場合は、その工種及び完成期日等

工期内工期

2. 工事に施工上期間が制約されるものがある場合は、その内容及び実施期間の目安等

#### 概数

概数

1. 工事に概数発注がある場合は、その内容及び設計変更図書の作成等

標準図

2. 概数発注等に標準図を使用する場合は、その取り扱い等

## 6. その他

### ◇条件明示について（2）

#### 不確定が想定される施工条件

#### 明示項目及び明示事項

工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期
工程関係	2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間、及び施工方法
工程関係	3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容成立見込み時期
工程関係	4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
工程関係	5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間、又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
工程関係	6. 工事区域内の立木等を土地所有者等が伐採処理する場合は、伐採処理の完了予定期日等
工程関係	7. 工事区域内等に稀少動物等の営巣地がある場合は、工事に係る制約事項及び工事の着手予定時期等
用地関係	1. 工事用地等の使用終了後における復旧内容
用地関係	2. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
用地関係	3. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

## 6. その他

### ◇条件明示について（3）

#### 不確定が想定される施工条件

#### 明示項目及び明示事項

環境対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排気ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容等
環境対策関係	2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
安全対策関係	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
安全対策関係	3. 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
安全対策関係	4. 工事の施工場所が、土石流危険河川の場合は、警戒降雨量基準、降雨時の対応等
安全対策関係	5. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
安全対策関係	6. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
安全対策関係	7. 工事の施工場所が市街地の場合は、交通誘導員の資格、確認資料等

# 6. その他

## ◇条件明示について（４）

### 不確定が想定される施工条件

明示項目及び明示事項

工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
工事用道路関係	2. 仮道を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法
仮設備関係	2. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
仮設備関係	3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離等の処分及び保管条件
建設副産物関係	2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その位置、利用方法等
建設副産物関係	3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所、現場検収方法等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
建設副産物関係	4. 工事で発生する産業廃棄物が、循環税の課税対象となる場合は、その内容

# 6. その他

## ◇条件明示について（5）

### 不確定が想定される施工条件

明示項目及び明示事項

工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
工事支障物件等	2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
排水工	1. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
排水工	2. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）
そ の 他	
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
その他	2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
その他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所等、引渡期間等
その他	4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
その他	5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件

## 6. その他

### ◇条件明示について（6）

そ の 他	
その他	6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容
その他	7. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
その他	8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
その他	9. 立木補償に係る伐採除却を請負者が行う場合、その区域、造材方法、集積場所等
その他	10. 工事でまく板型枠の使用を指定する場合は、その内容、仕様、道産材証明方法等
その他	11. 工事でイメージアップ経費を計上している場合は、その目的、内容
その他	12. 工事で各種試験を実施する場合は、その試験位置、対象工種、試験方法、回数、設計条件、基準値等
その他	13. 植生工に跡請保証が付される場合は、その品質、適用内容等
その他	14. 工事で耐寒剤を用いた寒中コンクリートを使用する場合は、適用方法、材料、配合、設計基準強度、管理等
その他	15. ゼロ国（道）債、翌債等の場合は、積算上設定した現場施工開始日、請負者の冬期施工費用の負担等

明示項目及び明示事項